

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行つた。

令和三年九月三日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 矢 部 政 実

第四号	指定番号
第一項第五号 第四十二条 建築基準法	道路の種類 指定に係る
日 令和三年九月三	指定の年月日
百三十番三十六	指定に係る道路の位置 埼玉県児玉郡上里町大字七本木字本郷前二千三百三十六
六十三・一七八	指定に係る道路の延長 (単位メートル)
六・〇〇	指定に係る道路の幅員 (単位メートル)